

# 平成 31 年度税制改正に関する要望

平成 30 年 7 月

公益財団法人 公益法人協会

## 平成 31 年度 税制改正に関する要望について

公益財団法人 公益法人協会

理事長 雨宮孝子

公益法人協会は、これまで資産寄附税制の拡充をはじめ多面的な税制上の支援措置を要望してきました。これは土地、建物、美術品、有価証券など、個人資産の寄附を支援し、非営利公益セクターへ資金の流入を促し、非営利組織の活動基盤を強化し、非営利組織がより自由闊達に社会に一層貢献できる場を広げることを狙いとするものです。

近年、資産寄附、とりわけ遺贈寄附に対する関心が高まり、非営利公益セクターはもとより、与党をはじめとする政党や経済団体からもより使い勝手の良い税制に改めるべきという声が上がっており、資産寄附税制改正の機運の盛り上がりを見せています<sup>(注1)</sup>。

本年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針2018」が閣議決定され、「社会的諸課題の解決に寄与する公益活動に、民間の人材や資金を呼び込む。民間の公益活動を促進するため、その成果を適切に評価する手法を普及しながら、寄附文化の醸成や行政・企業・NPOによる協働（コレクティブインパクト）、クラウドファンディングや官民連携による社会的ファイナンスの活用を促進する」ことや、2020年の東京オリンピック開催に向け、ボランティア人材の育成・普及や、オリンピック以降を見据え、「多様な団体が実施する共生社会・国際化につながるレガシーを創出する活動等について認証し、そうした取組を広く支援する」ことなどが盛り込まれたことは、非営利公益セクターにとっても大いに評価し、歓迎すべきことです。

非営利公益活動の分野では、高齢者支援、子育て支援、青少年の健全育成・教育増進、文化芸術、国際協力、国内外の災害支援、奨学金や学術研究助成な

ど、コミュニティや専門分野の最前線で多くの方々が献身的に活躍しています。

日本においては、これら非営利の組織は慢性的な資金難や様々な規制により活動の拡大にも限界がある中、創意工夫を凝らして安心、安全で安定した豊かな社会を作るために懸命に活動を続けています。

このような非営利公益セクターを取り巻く環境の中、「課題先進国」と言われる日本において様々な社会的課題に取り組む非営利組織の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する資金的支援（寄附）による更なる公益活動の促進が強く望まれています。そういった「民間の公益活動の活性化」「活力あふれる共助社会づくりの推進」を支えるためにも、フローとしての所得からの寄附金と併せて、ストックからのまとまった財産の寄附をも奨励支援する制度の構築が重要と考えます。本年は公益法人制度改革施行 10 年の節目であり、新たな公益法人制度も定着してきていることから、「民による公益の増進」を後押しするよう一層の拡充を求め、その実現を切に願うものです。

以上

(注 1) また、政府税制調査会では、資産課税の改革にあたっての基本的な考え方として「税を通じた再配分だけでなく、遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せずに、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要である。」と述べている（「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」2015 年 11 月）。



## 目 次

●平成31年度税制改正要望項目	6
●平成31年度税制改正要望（全文）	8
I 資産寄附税制について—ストック税制—	
1 公益法人等への資産寄附に係る	
みなし譲渡所得の特別控除の特例の創設	8
2 相続税非課税措置の適用要件の見直し	9
3 公益信託制度の抜本の見直しに伴う税制の見直し	9
II 寄附金税制について—フロー税制—	
1 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充	10
2 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化	10
III その他	
1 貸与型奨学金消費貸借契約に係る印紙税非課税措置の恒久化	11
2 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し	11
3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する	
固定資産税の非課税措置	12

# ●平成 31 年度 税制改正要望項目

(公財) 公益法人協会

## I 資産寄附税制について —ストック税制—

### 1 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設

- 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

### 2 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- 相続税非課税措置の適用要件が後発的事由により充当できなくなった場合は、課税対象は受贈者たる公益法人等とすること。

### 3 公益信託制度の抜本の見直しに伴う税制の見直し

- 公益社団・財団法人並みの税制整備を措置すること。

## II 寄附金税制について —フロー税制—

### 1 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充

- 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大することや繰越控除を認めること。

### 2 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化

- 大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

### Ⅲ その他

#### 1 貸与型奨学金消費貸借契約に係る印紙税非課税措置の恒久化

- 公益法人が公益目的事業として実施する奨学金貸与事業において、奨学金の借用証書にかかる印紙税を非課税とする扱いを恒久化すること。

#### 2 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

- 仕入控除税額を算出する際の消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、用途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

#### 3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置

- 公益法人が実施する公益目的事業の用に供する土地、建物等不動産に係る固定資産税については非課税措置を講じること。

以上

## ●平成 31 年度 税制改正要望（全文）

### I 資産寄附税制について —ストック税制—

#### 1 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設

○ 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

- ・平成 16 年の内閣府の「国民生活選好度調査」<sup>(注 2)</sup>によれば、遺産相続について、「子供のためだけでなく。看護や介護をしてくれたボランティアや施設にも残したい」「困っている人や社会・公共の役に立つような使い方を考えたい」といった遺贈に積極的な考え方も見られ、また、民間団体による調査によれば、40 歳以上の日本人の約 2 割が社会貢献のために資産の一部を遺贈寄附してもよいと考えているという結果も出ており<sup>(注 3)</sup>、遺贈寄附を考えているのは一部の富裕層だけではないことが窺える。寄附文化醸成には、資産寄附においても一部の富裕層だけでなく、こういったより多くの市民が寄附しやすいインセンティブが必要である。措置法 40 条の特例以外にも資産寄附の特例を設けることは、民間の資金を公益セクターへ流入させるには有効であると考えられる。
- ・そのような新たな制度を設ける際には、参考となる特別控除の前例として、「居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例」（譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除できる）や、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」（相続人が相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地を譲渡した場合、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除できる）などの仕組みが設けられている。

（注 2）回答は全国の 15～79 歳の男女 3,670 人。

（注 3）『寄付白書 2015』より。また国境なき医師団が 15～69 歳の男女を対象に行った「遺贈に関する意識調査 2018」によると、「遺贈をしたい」が 11.1%、「遺贈をしてもよい」が 50.5%という結果もある。

## 2 相続税非課税措置の適用要件の見直し

○ 相続税非課税措置の適用要件が後発的事由により充当できなくなった場合は、課税対象は受贈者たる公益法人等とすること。

- ・ みなし譲渡所得税の非課税特例措置により、財産を受贈した公益法人、認定特定非営利活動法人が後発的事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は、当該公益法人等がみなし譲渡所得税の課税対象となる（平成 20 年度税制改正）のと同様、相続税非課税措置の適用要件が後発的事由により充当できなくなった場合も<sup>(注4)</sup>、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人、認定特定非営利活動法人とするのが適切である。

(注 4) 当該贈与があった日から 2 年を経過した日までに政令で定める法人に該当しないこととなった場合又は当該贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合。

関連条項：租税特別措置法第 70 条

## 3 公益信託制度の抜本の見直しに伴う税制の見直し

○ 公益社団・財団法人並みの税制整備を措置すること。

- ・ 公益法人制度改革 3 法が平成 20 年 12 月に施行された。一方、公益信託については、平成 18 年 12 月公布の信託法においては改正は行われず、同法案審議の際の衆・参両法務委員会の附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされたものの今日に至っているが、平成 28 年 6 月、法制審議会信託法部会が再開され、平成 30 年 1 月には「公益信託法の見直しに関する中間試案」に関する意見募集が実施され、法制度の抜本的改正作業が進んでいる。
- ・ 公益信託制度に係る税制の検討にあたっては、公益法人制度と平仄を合わせた所要の措置を講じ、抛出時の寄附金控除、寄附金の損金算入、運用収益の非課税措置等、新公益信託制度に相応しい税制の整備をされるよう要望する。

関連条項：所得税法第 11 条、所得税法第 78 条、法人税法第 37 条、租税特別措置法第 70 条、等

## Ⅱ 寄附金税制について —フロー税制—

### 1 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充

○ 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大することや繰越控除を認めること。

- ・内閣府が公表している「日本経済 2017-2018」によれば、我が国経済は、2012年11月を底に緩やかな回復基調が続いており、戦後2番目の長さとなった可能性を指摘している。また今回の景気回復局面では、企業業績は大企業のみならず、幅広い企業規模や業種で改善がみられ、中堅・中小企業においても改善がみられ、景気回復の恩恵が多くの企業に広がっていることを指摘している。
- ・国税庁の「会社標本調査」によれば、景気回復と合わせるように企業の寄附金は2013年以降、増加傾向にあるものの、企業の寄附金の内訳をみると、公益法人をはじめとする特定公益増進法人に対しては全体の1割程度にとどまっている。
- ・平成23年度税制改正により法人の寄附金特別損金算入限度額について拡充が行われたが、寄附金損金算入限度額の計算は、「資本金」と「所得金額」を基準に算出されるが、資本金については企業規模を反映しているとは言い難く、米国などに比べると十分とは言えないのが現状である。個人と並び、寄附文化の醸成に重要な役割を果たす企業による社会貢献活動を促進するためにも、特別損金算入限度額を中小企業にも配慮し、米国並みの所得金額の10%相当額まで拡大することや、繰越控除を認めるなどの拡充を求めるものである。

### 2 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化

○ 大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

- ・東日本大震災における震災関連寄附金では、寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となっているが、その範囲は極めて限定的で、自ら被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金に限られている。
- ・公益法人等が募集する震災関連寄附金の対象範囲に、被災者支援活動に対する助成事業に必要な費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を改めるとともに、

緊急時に速やかに発令できるよう予め制度化を求めるものである。

関連条項：震災特例法第8条第1項、平成23年3月財務省告示第84号、同年5月  
財務省告示第174号

### Ⅲ その他

#### 1 貸与型奨学金消費貸借契約に係る印紙税非課税措置の恒久化

○ 公益法人が公益目的事業として行う奨学金貸与事業において、奨学金の借用証書にかかる印紙税を非課税とする扱いを恒久化すること。

- ・奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書の印紙税については、平成28年度の税制改正において、租税特別措置法が改正され、一定の要件のもとに非課税となる仕組みが創設されたところ、本制度は平成31年3月末までの時限措置となっている。
- ・そもそも社会的に意義ある貸与型奨学金の奨学金借用証書を、金銭消費貸借契約と同等に扱い、課税文書としていることには大きな違和感を覚えるものである。たとえば、同様に学資の貸与に係る業務に関する文書でありながら、独立行政法人の日本学生支援機構や自動車事故対策機構からの借用証書は、印紙税法別表第三に掲げられていることから非課税とされている。同種の貸与金でありながら、貸与団体の組織的な形態により違いがあることは不合理であろう。
- ・昨今の経済環境下、学資負担が困難な家庭が急増している中、公益法人等非営利法人による奨学金は、ますます重要な役割を果たしているところであり、本制度の恒久化、少なくとも非課税とする扱いの継続を求めるものである。

関連条項：印紙税法別表第三

#### 2 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

○ 仕入控除税額を算出する際の消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、用途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

- ・従来、寄附金は特定収入にカウントされ、法人全体収入に占める割合に応じ

て、仕入控除できる税額が減少し、納付する消費税額の増加要因となっていた。平成 25 年の消費税法施行令の一部改正により、募集要綱等においてその全額の使途が課税仕入れ等以外（例えば他団体への助成金や支援金）に限定されていることが行政庁により確認されている寄附金については、特定収入から除外することとされ、その分、納付消費税額が増えないこととなった。

- ・しかし、寄附金募集に係る目的事業を実施する場合、人件費等の管理費が通常は必要である。事業の策定、助成先等の調査及び選考、活動経過の追跡などに一定の費用が必要である。これらの資金を全額自己資金で賄うことは通常は稀であり、また、寄附者も管理費への一部使用を了承して寄附することが一般的である。このようなことから、折角本制度を創設していただいたが、僅か 1 件のみしか行政庁の適用証明を取得していないのが現状である（7 月 4 日現在）。
- ・上述の現況に鑑み、また使われる措置とするためにも、寄附金の募集・交付にかかる人件費に寄附金が充当されることについて寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき行政庁の確認を受けた場合は、特定収入に該当しない寄附金等とすること。すなわち、一定の適正な管理費に寄附金を充当する場合であっても、その金額を除いて特定収入に該当しないことと改めていただきたい。

関連条項：消費税法施行令第 75 条

### 3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置

○ 公益法人が実施する公益目的事業の用に供する土地、建物等不動産に係る固定資産税については非課税措置を講じること。

- ・地方税法において、公益法人が所有する土地、建物等の固定資産について非課税とされるものとして、幼稚園、図書館、博物館、寄宿舍、医療関係者の養成所等において直接その用に供している固定資産や、「学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産」が規定されている。
- ・その一方、当協会では毎年、公益法人、一般法人を対象としてアンケート調査を実施しているが、その際、「公益目的事業に使用する土地、建物等の固定資産については非課税にしてほしい」との声が根強く、多数寄せられている。
- ・地方税の性格として、自治体に課税権があり、各地自治体は地方税法が定め

る規定の枠内で税条例を制定し、賦課徴収することになっているが、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、国税同様地方税においても「民による公益の増進」を普及、支援するためにも上記固定資産税の扱いとなるよう特段の配慮を要望するものである。

地方税法 348 条関係

以上

「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・雨宮孝子）は、1972（昭和47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成21）年4月から公益財団法人となりました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとして掲げています。提言活動では、現代社会において非営利公益団体の役割は不可欠との視点から、一貫して民間公益活動の活性化策、支援策の充実強化を主張してきました。

◇本件に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

公益財団法人公益法人協会

担当：長沼、白石 TEL：03-3945-1017



